

⇨ 還付が見込まれる場合の事業税

Q : 今期は事業税の中間納付額をかなり納めましたが、今期の決算は赤字になりそうなので、事業税が還付されると思われます。こんな場合でも、中間納付額は損金に算入していいですか？

A : 確定申告によって中間分の事業税が還付される場合でも、中間申告額は損金の額に算入することができます。

【解説】

事業税は申告納税方式の税金ですから、申告書に記載された税額については、その申告書が提出された日の事業年度の損金の額に算入されることとなっています。

また、この関係から、中間申告額についても、現実に納付しているかどうかにかかわらず、申告がされていれば、申告額を当期の損金とすることができるかとされています。

したがって、ご質問のように中間申告額が業績悪化等の原因から確定申告で還付が見込まれるような場合であっても、その申告した金額を、その中間申告をした事業年度の損金とすることについては、何ら問題ありません。

なお、還付を受けた中間申告にかかる事業税は益金の額に算入しなければなりません。その時期については、還付金債権が具体的に確定した日を含む事業年度(翌期)において、益金の額に算入すればよいこととなっています。

